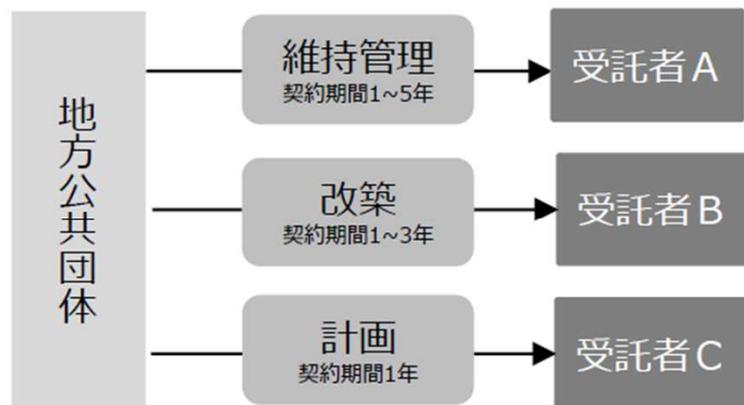


# 〇ウォーターPPP導入メリット

議案第5号 参考資料  
第1回定例会  
下水道課  
令和6年2月13日

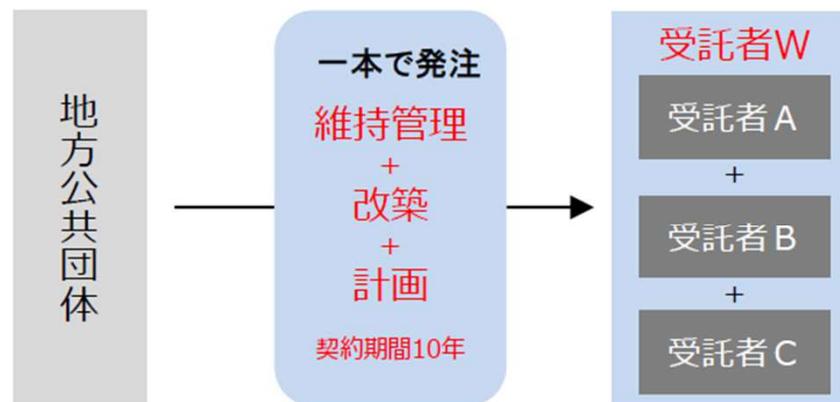
- 完全民営化と異なり施設の所有権を町が持ち続けられるため、町が必要だと判断する事項、例えば災害発生時の対応や下水道使用料について、町が責任をもって関与し、契約に定めて公益性を確保することができます。
- 民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした老朽化・耐震化対策を促進することができます。
- 技術職員の高齢化や減少に対応した技術承継の円滑化、事業継続に向けた体制の維持・強化等を見込むことができます。
- 民間事業者による自由度の高い運営が可能となり、低廉かつ良好なサービスを楽しむことができます。

従来の業務形態  
～個別発注～



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。  
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。  
複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり利益も上げづらい。

これからの業務形態  
～ウォーターPPP～



- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化  
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
- 契約期間が長期▶スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
- 各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減